

文化庁の 海外における著作権保護の推進

- 国内外における著作権保護の実効性を高めるため、①著作権制度の整備、②権利執行の強化、③普及啓発に係る取組を実施。
- 国際的なルールづくりの推進のため、国際条約に関する議論に積極的に参画。

著作権制度の整備

アジア・太平洋地域の途上国における著作権制度整備支援
(アジア地域著作権制度普及促進事業)

<具体的な取組>

- ◆ 著作権制度に関するセミナーの開催
- ◆ 著作権に関する国際会議の開催
- ◆ 制度整備支援のための研修の実施 等



国際的なルールづくりへの参画
(著作権に関する国際的な課題への対応)

<具体的な取組>

- ◆ 経済連携協定等の交渉への参画
- ◆ WIPO放送条約に関する議論への参画 等

海賊版対策

権利行使強化の支援

政府間協議を通じた働きかけ、侵害発生国の人材育成支援による環境整備の推進

<具体的な取組>

- ◆ 政府間協議における取締強化等の要請
- ◆ トレーニングセミナー(取締機関職員対象)の実施
- ◆ 海外における著作権侵害対策ハンドブックの作成
- ◆ 相談窓口(新規) 等

普及啓発

著作権侵害の防止に向けた普及啓発活動
(侵害発生国政府、国内権利者等と連携して実施)

<具体的な取組>

- ◆ 啓発ポスター・冊子の作成
- ◆ 制作した海賊版に対する意識啓発動画のYouTube広告等による広報 等



国内外における著作権侵害の抑制
我が国権利者による権利行使の推進

➡ 正規流通のさらなる促進

海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

① 著作権制度の整備

➤ アジア地域著作権制度普及促進事業（A P A C E プログラム）

W I P O に、平成 5 年度から毎年継続的に信託基金を拠出し、W I P O との協力の下、アジア太平洋地域の途上国における著作権法の整備と条約への加盟促進、著作権侵害に対する取締の強化及び著作権管理団体の育成等を支援。

地域会合	アジア・太平洋地域における著作権に関する共通課題を検討する会合、シンポジウム等 H5年度から実施。
東京特別研修プログラム	途上国の著作権当局職員、執行機関（税関、警察、裁判所等）職員等を対象とした、著作権の保護（エンフォースメント含む）に関する訪日研修 H6年度から実施。
集中管理団体実務研修	途上国の政府職員や集中管理団体の職員を対象とした、著作権の集中管理制度に関する訪日研修 H12から実施。20回開催。
著作権に関する専門家派遣	途上国の著作権制度及び集中管理制度の整備について、助言を行うための専門家派遣 H11年度から実施。
ナショナルセミナー	途上国における著作権制度の普及・充実のための、特定国を対象としたセミナー H12から実施。
その他	WIPO資料の翻訳・途上国への提供、条約加盟促進のためのWIPOへのスタディビジット 等

R 4 年度については、新型コロナウイルスの影響により、オンラインでのプログラムを実施。

海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

② 権利行使強化の支援

➤ 政府間協議

我が国コンテンツの侵害の多い中国、韓国等の著作権担当部局と定期的に政府間協議を実施し、適切な法整備及び運用、取締強化等を要請。

H14～	日中著作権協議の開始、日中経済パートナーシップ協議に参加、日台貿易経済会議に参加
H17～23	米欧との連携事業の実施
H18～	日韓著作権協議の開始
H21～	日中知的財産ワーキンググループに参加
H21	「日本国文化庁と中国国家版權局との著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書」締結
H23	「日本国文部科学省と大韓民国文化体育観光部との著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書」締結
H26	「日本国文部科学省とベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省との著作権及び著作隣接権に係る協力に関する覚書」締結

R4年度については、日韓著作権協議を開催予定。（12月15日予定。併せて日韓著作権フォーラムを同月14日に開催予定。）

➤ 侵害発生国の政府職員等を対象とした研修

侵害発生国の著作権当局職員を対象とした訪日研修、税関等取締機関職員等を対象としたトレーニングセミナー等を実施。

H19～	トレーニングセミナーの開始 ・H19から中国を中心に毎年約7都市で開催。 ・H25から東南アジアに開催都市を拡大。 ・R4からセミナー対象者を国内の著作権権利者等にも拡大。
H27～	ベトナム著作権局職員の訪日研修受入れ
H28	マレーシア知財公社（MyIPO）職員の訪日研修の実施

R4年度については、北京、香港、台湾、シンガポール、タイ、フィリピンを対象にオンラインでのプログラムを実施。（予定を含む）

海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

② 権利行使強化の支援

➤ 我が国企業等の海外における権利行使の支援

侵害発生国の法制度及び取締の実態等の調査、我が国の権利者が海外で権利執行する際に役立つハンドブックの作成、権利者向けセミナー等を実施。

【主なハンドブック等】

「著作権侵害対策ハンドブック」

台湾（H16）、中国（H17）、韓国（H18）、ヨーロッパ（イタリア共和国）（H19）、中国2（H20）、台湾2（H22）、タイ（H23）

「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック」

欧州編（H21）、米国・韓国・インドネシア（H27）、総論・米国・ロシア・ベトナム（R2）、中国（R3）

「海外における著作権侵害等に関する実態調査」

中国（H24）、タイ（H25）、インドネシア（H26）、ベトナム（H27）、マレーシア（H28）

「海外における著作権に基づく権利行使事例集」（H30）

「日本コンテンツの海外展開に関する調査報告書」中国（R3）

R4年度については、「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック」（総論編）を作成予定。

海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

③ 普及啓発

侵害発生国等における海賊版対策のため、国内外の政府関係機関や権利者団体等と連携し、著作権普及啓発教材の共同開発、侵害発生国の一般消費者を対象とした普及啓発イベント等を実施。

H16～18	「Asian Copyright Handbook」の作成とハンドブックを利用したセミナーの開催（中国、ミャンマー、ベトナム）
H25～29	侵害発生国における著作権普及啓発のためのネットワーク・プラットフォーム形成支援事業（インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア） ・国内関係者間の関係構築 ・侵害発生国関係者との関係構築 ・侵害発生国における著作権普及啓発セミナー等の実施 ・著作権普及啓発教材の現地語への翻訳
H30～R3	著作権保護・普及啓発ネットワーク・プラットフォーム（ウェブサイト）の運用開始
H30～R3	ネットワークを活用した著作権普及啓発（インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム） ・ASEAN諸国との間で構築したネットワークを活用し、相手国政府等と協力して著作権普及啓発教材の作成や普及啓発イベント等を実施。

海賊版による著作権侵害の相談窓口

インターネット上の海賊版による著作権侵害対策 情報ポータルサイト（令和4年6月1日公開）

権利者等が権利行使する上で役立つノウハウ等を
わかりやすく発信

－掲載内容－

- 著作権の基本と海賊版
- 初めての「削除要請」ガイドブック
- 著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック
- よくあるご質問



海賊版対策情報
ポータルサイト

01 著作権の
基本と海賊版

02 初めての「削除要請」
ガイドブック

03 著作権侵害（海賊版）対策
ハンドブック

よくある
ご質問

相談窓口



ページURL
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>

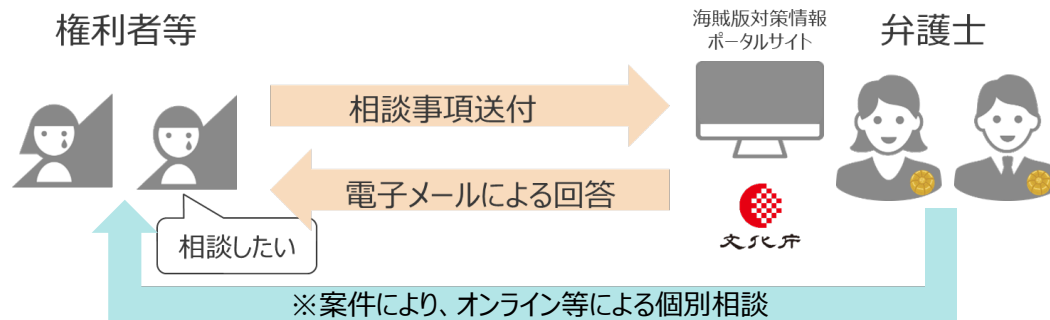
ポータルサイト
QRコード



相談窓口

（令和4年8月30日設置）

海賊版による著作権侵害への対応に困る
権利者等向けの相談窓口を開設



海賊版対策事業 トレーニングセミナー（東南アジア）（VIPO）

＜海賊版対策・正規版流通セミナー＞

アニメ映画『竜とそばかすの姫』は、なぜ世界的ヒットに繋がったのか？
海賊版対策を講じることが、どうやって最終的にビジネス拡大に繋がるのか？
基礎から著作権問題を徹底的に学ぶ3日間！

主旨と目的

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い著作物が国境を越えて流通する中、技術の発展により著作物の複製等が容易となり、著作権を侵害したコンテンツも国境を越えて流通し、日本文化コンテンツの権利者に深刻な被害を与えています。本事業では、日本文化コンテンツ消費拡大が見込まれる**東南アジアの国・地域において、海賊版取締りの実効性を高めながら、正規版の流通を促進するため、3回にわたってオンラインセミナーを開催**し、侵害対策、正規版の流通促進を啓蒙・強化します。

開催概要

【日程】2022年12月9日(金)、13日(火)、20日(火)、全3回。オンライン開催。
【対象国】タイ、フィリピン、シンガポール。

日程	テーマ	登壇者
1)12月 9日 (金) 15時～18時	現状把握と問題提議。シンガポール・タイ・フィリピンの専門家との対話。	IPOT代表, IPOPHIL代表, タイ・フィリピン及びシンガポールのエンターテインメント弁護士
2)12月13 (火) 15時～18時	ケース・スタディ。3か国の著作権侵害訴訟とIPビジネスの成功例から学ぶこと。	3か国のエンターテインメント弁護士, 中山淳雄氏(Re entertainment), Nirada Sirikachaporn (Dream Express), Chawie Songsong-ward (ABS-CBN)
3)12月20 (火) 15時～18時	近未来への提言。アニメーション映画『竜とそばかすの姫』の世界的ヒットから考える、オリジナルIPの守り方と攻め方。	林美千代氏(Brand Promise), 千陽崇之氏(Chizu Music Supervision), 風早完次氏(Culture Connect), 3か国のエンターテインメント弁護士

総合モデレーター：石堂瑠偉（TMI総合法律事務所）

セミナー視聴の
お申込みは
▼こちらから▼



https://us06web.zoom.us/join/register/WN_phTbSWW6S7u5rFgk3gT81w

海賊版対策事業 トレーニングセミナー（北京）（CODA）

◆令和4年12月21日（水）：15:00~18:00（予定）

◆開催方法：オンライン

映画、放送番組、漫画、アニメ、音楽、ビデオゲームなどの日本製コンテンツにとって目下最大の市場である中国。市場拡大につれて侵害被害も拡大、多様化、深刻化していることから、文化庁では今年3月に「オンライン上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック-中国編-」を上梓しています。

日々変化する中国市場で、いかにコンテンツを保護していくかは多くの権利者にとって喫緊の課題となっています。文化庁ではこうした声に応えるべく、中国の法律、著作権保護の実態などについて学び、実際に中国の関係者に日頃の疑問を尋ねる機会として、（一社）コンテンツ海外流通促進機構（CODA）をとおして、中国著作権協会とともに、北京にて日中の有識者の参加による、オンライントレーニングセミナーを実施します。

中国側講演（予定）：

- ・中国著作権法改正後の関連法規の改正状況
- ・中国におけるインターネット著作権保護の新動向
- ・中国における著作権保護の主な課題など

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（参考）

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。

第1段階

著作権教育・意識啓発

・官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施する【総務省・文部科学省・経済産業省】

正規版の流通促進

・海外市場の獲得を視野に入れながら、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版を流通させるため、民間主導の協力関係の構築を図る【経済産業省】

海賊版サイト対策の中心となる組織の設置

・個々の海賊版サイトの特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進するための民間主導の協力関係の構築を図る【総務省・文部科学省・経済産業省】

国際連携・国際執行の強化

・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展を図る【警察庁・法務省・外務省・経済産業省】
・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う【内閣府・外務省・総務省・文部科学省・経済産業省】
・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し、国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する【経済産業省】

検索サイト対策

・海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進する【文部科学省】

海賊版サイトへの広告出稿の抑制

・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図る【経済産業省】

フィルタリング

・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る【総務省】
・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る【経済産業省】

リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化

・リーチサイト対策(2020年10月1日施行)について、さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進める【文部科学省・警察庁】
・侵害コンテンツのダウンロード違法化(2021年1月1日施行)について、国民への普及啓発や教育の充実を図るとともに、改正法附則に基づき施行後1年を目途として効果検証を行う【文部科学省・総務省】

第2段階

アクセス警告方式

・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等を促進する【総務省】

発信者の特定の強化

・発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める【総務省】

第3段階

ブロッキング

・ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討【内閣府及び関係省庁】

※緑字 2021年4月の更新ポイント

※2019年10月に、関係省庁(内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省(更新版以降)、文部科学省、経済産業省)による海賊版対策の取組として公表。2021年4月に更新。

できることを着実に実施

導入・法整備に向けて準備

他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討